泡瀬第3及び美里排水区浸水被害軽減調査検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月

沖縄市上下水道局上下水道部下水道課

泡瀬第3及び美里排水区浸水被害軽減調査検討業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

- 1. 業務概要
- (1) 業務名

泡瀬第3及び美里排水区浸水被害軽減調査検討業務委託

(2) 目的

本委託業務(以下、「業務」という。)は、「泡瀬第3排水区」の浸水対策として、パラペット・フラップゲート、水門、ポンプゲートの3案についてB/Cを算出し、費用効果分析における方針の確定・確認と作業内容の照査を行う。

また「美里排水区」の過去に行われた調査や検討の結果を精査し、計画区域(沖縄市)及び流入区域(うるま市)を統合し、排水区・地表面のモデル化を作成する。

(3) 業務期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限金額:34,430,000円(消費税含む)

2. 参加資格

(参加資格共通要件)

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手続き開始の公告から受注候補者を決定し通知する日までの間に、本市の競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく、更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づく、再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると沖縄市上下水道事業管理者が認める者に該当しない者であること (公告日の 3 ヶ月前から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。)
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると沖縄市上下水道事業管理者が認める者に該当しない者であること(構成員も同様とする。)。
- (6) 沖縄市の令和 7・8 年度入札参加資格登録名簿【測量及び建設コンサルタント業務(全業者)】に登録している者。
- (7) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等がある者であること。ただし、共同企業体のうち1社は沖縄市内に本社があることとする。
- 3. 共同企業体結成要件

共同企業体の結成は、次に掲げる要件のとおりとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 共同企業体の構成員の数は、2 社とする。
- (3) 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有すること。
- (4) 代表者の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大の出資比率でなければならない。

- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、沖縄市共同企業体取扱要領による。
- (6) 共同企業体の協定書が、共同企業体協定書(様式第3号)によるものであること。
- (7) 本業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、本業務の完了後3月を経過するときまでとする。ただし、当該期間満了後においても、本業務につき瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

4. 配置予定技術者の経歴等

審査の対象となる配置予定技術者は、管理技術者、照査技術者、担当技術者とし、資格、経歴について次のとおり作成すること。

- (1) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道)、建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋))、又は下水道法に規定された資格を有する者とする。また、資格に応じて評価する。
- (2) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道)、建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋))、又は下水道法に規定された資格を有する者とする。また、資格に応じて評価する。
- (3) 管理技術者と照査技術者は、兼務することを認めない。また、担当技術者は管理技術者及び照査技術者を兼ねることはできない。
- (4) 担当技術者は、主たる担当者2名とすること。また、共同企業体の双方から1名ずつ選任すること。
- (5) 配置予定技術者の業務経歴は、平成 30 年度から提案書類等提出期限までに完了した、同種又は類似業務を対象とする。照査技術者の実績については、照査の実績のみとする。
- (6) 本業務の同種業務とは、次に示すいずれかの業務とする。
 - ・同種業務:浸水被害軽減総合計画策定業務、雨水管理総合計画策定業務
 - ・類似業務:下水道事業計画業務、雨水排水区設計業務委託

5. 日程

(4) 参加申し込み・企画提案書類の受付 令和7年11月10日(月)正午まで

(7) 契約締結 令和7年11月下旬 ※予定

※業務(議会等)や台風などの都合により日時を変更する場合は、改めて連絡いたします。

- 6. 参加申請書及び企画提案書の提出について
- (1) 参加申請書 原本1部、副本1部
- ・ 様式第2号 公募型プロポーザル参加申込書
- · 様式第3号 共同体協定書
- 様式第4─1号 会社概要(代表者)
- · 様式第4-2号 会社概要(構成員)

- · 様式第5-1号 業務実績調書(代表者)
- 様式第5-2号 業務実績調書(構成員)
- ・ 様式第6-1号 管理技術者の経歴及び実績等調書
- ・ 様式第6-2号 照査技術者の経歴及び実績等調書
- ・ 様式第6-3号 担当技術者の経歴及び実績等調書
- · 業務参考見積(A4用紙、書式自由)
- 国税納税証明書
- ・ 滞納のない証明書等(所在の市区町村、企業体で応募の場合は構成員すべて提出)
- ・ 会社のパンフレット等があれば提出(構成員含む)
- (2) 企画提案書(任意様式、A3 用紙 2 枚程度)原本 1 部、副本 5 部 別添概要仕様書に基づいて、下記の事項をテーマに提案内容をまとめること。
 - ・本業務に係る実施方針、実施体制及びスケジュールについて。
 - ・パラペット・フラップゲート、水門、ポンプゲートの3案についてB/Cを算出し、比較検討資料の作成上に係る留意点について。
- 7. 参加申請書及び企画提案書の提出方法
- (1) 提出方法: 持参又は郵送(提出期限内必着) ※ 郵送で提出する場合は、配達されたことを証明できる方法とする。
- (2) 提出先: 沖縄市上下水道局上下水道部下水道課 (担当:小波津・宮平)※ 〒904-2196 沖縄県沖縄市美里5丁目28番1号
 - **※** TEL 098-921-3125
- (3) 提出期限

参加申込書・企画提案書:令和7年11月10日(月)12時00分まで(必着)

8. 質問書の受付及び回答

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照すること。

- (1) 提出方法: 質問書(様式第1号)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。 電子メール以外の方法で提出された質問には、原則として回答しない。
- (2) 回答方法: 市公式ホームページに掲載 類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。
- (3) 提出先: gesuia66@city.okinawa.lg.jp 沖縄市上下水道局上下水道部下水道課 (担当:小波津・宮平)
- 9. 審査概要

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は 次のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された提案書類を下記(4)で示す審査基準及び配点に基づいて事務局で審査を行う。応募者 多数の場合は、上位3者程度を選考するものとする。なお、事務局は上下水道部下水道課とする。

(2) 第2次審査(企画提案書による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、提出された企画提案書について下記(4)で示す審査基準及び配点に基づいて審査し、第2次審査の点数により、最も優れている提案者を選定する。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査:審査結果及び第2次審査の実施について、書面により通知する。

②第2次審査:審査結果(選考結果)を参加者それぞれに書面により通知する。なお、審査結果

に対する異議は受け付けない。

(4) 審査基準及び配点

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

①1 次審査(書類審査)

評価項目		判断基準	評点
	参加資格者	代表者、構成員の入札参加資格者名簿登録の有無に	10
参加表明者		ついて確認する。	
(企業体) の	業務実績	代表者の平成 30 年度以降に完了した同種又は類似	20
経歴及び能力		業務の実績の有無について評価する。	
	管内常駐技術者	管理技術者が沖縄市内に常駐しているか評価する。	5
管理技術者の 経験及び能力 (代表者)	技術者資格等	管理技術者が保有する資格について評価する。	15
		平成 30 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の有無について評価する。	15
	業務実績	上記業務実績に従事した立場を評価する	10
照査技術者の 経験及び能力 (代表者)	技術者資格等	照査技術者が保有する資格について評価する。	10
	業務実績	平成 30 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の有無について評価する。	5
担当技術者の	業務実績	平成 30 年度以降に完了した同種又は類似業務の実	5
経験及び能力		績の有無について評価する。	
(代表者)			
担当技術者の	業務実績	平成 30 年度以降に完了した同種又は類似業務の実	5
経験及び能力		績の有無について評価する。	
(構成員)			
		合計	100

②2 次審査 (企画提案書による最終審査)

評価項目		判断基準	評点
参加表明者	市内業者優位性	本社、支社、営業所の所在地について評価する。	4
(企業体)の 地理的条件	管内常駐技術者	技術者が沖縄市内に常駐しているか評価する。	4
	技術者資格等	管理技術者が保有する資格について評価する。	10
配置予定管理 技術者の経験 及び能力	業務実績	平成 30 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績の有無について評価する。	6
		上記業務実績に従事した立場を評価する	4
	地域精通度	平成30年度以降の沖縄市、又は沖縄県内における業務実績について評価する。	2
		小計	30
実施方針 実施フロー 工程管理	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合 に優位に評価する。	10
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘 がある場合に優位に評価する。	10
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	10
	1	小計	50
評価テーマ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高 い場合に優位に評価する。	5
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	5
	実現性	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘 がある場合に優位に評価する。	5
	独創性	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	5
	独創性	_ /	5 20

(5) 判定および契約候補者の選定

判定は、評価委員会において審査する第1次審査の評価点により行い、評価点がもっとも高い提案者(以下、「最優秀提案者」という。)を契約候補者として選定する。ただし、評価点が満点の60%以上でなければ最優秀提案者として選定しないものとする。なお、最優秀提案者が複数いる場合、評価委員会において協議して選定するものとする。

(6) 提案が1者のみの場合における選定方法 提案が1者のみの場合においても、上記に示す審査と同様の選定方法とする。

10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

11. 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

沖縄市上下水道局は、評価委員会が選定した者を、本業務請負契約に係る随意契約の候補者として 特定する。

ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項、または、第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領の規定による参加 停止の措置を受けることとなったとき
- ③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約内容及び実施条件

本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。本業務の実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。変更することとなった場合は、同等以上の資格と実績を有する者を配置することとする。

- 12. その他の留意事項
- (1) 評価委員の役職・氏名に関する質問、他の参加者に関する質問には、応じないものとする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。本業務 を実施するにあたっては、発注者と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実 施することを保証するものではない。
- (8) 検討すべき事項が発生した場合は、発注者と別途協議を行うものとする。
- (9) 提案書類等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (10) 本業務の実施に当たり、国・県・関連団体等からの意見聴取及び連携を図ること。